

訪問看護ステーション クリーンケア

訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス 重要事項説明書

訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの提供にあたり、重要事項を以下の通り説明します。

1. ご利用事業所の名称

法人の名称	アーヴァイン株式会社
代表者名	代表取締役 廣川聖司
事業所の名称	訪問看護ステーション クリーンケア
介護保険事業所番号	4 0 6 0 3 9 1 6 2 2
所住地	福岡県福岡市東区香椎駅前 1 丁目 1 7 番 4 3 号ベリタスビル 8 0 1 号
連絡先	0 9 2 - 7 1 0 - 8 1 0 1
相談担当者	管理者 廣川聖司

2. ご利用事業者の従業員の職種、員数及び勤務形態

管理者	看護師 1 名 常勤
看護職員	看護師 4 名以上[常勤のうち 1 名は管理者と兼務、 非常勤 1 名以上]
その他	理学療法士等 1 名以上

3. ご利用営業所の営業日及び運営の方針

営業日 月曜日から金曜日 (12 月 30 日～1 月 3 日まで、及び国民の祝日を除く。)
営業時間 午前 9 時から午後 6 時
運営の方針 ステーションの看護師等は、居宅において利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。 2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 通常営業の実施地域

通常の事業の実施地域は、福岡市、新宮町、古賀市、久山町、粕屋町、志免町、大野城市です。

5. ご利用の個人情報の取扱いについて

個人情報を正確かつ安全に取り扱うために、厚生労働省のガイドラインならび個人情報の取扱いに関する指針に基づき個人情報の適切な管理に努めています。

6. 訪問看護（予防）サービスの内容

本事業所で行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）は利用者の心身の機能の維持回復を図るようにより妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、提供

利用者の希望、主治医の指示書及びケアプラン、心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載し、利用者に提供する。

(2) 訪問看護計画に基づく訪問看護

(3) 訪問看護報告書の作成

(4) 主治医等関係者への情報提供ならび連携

7. 事業所の特徴等

(1) 事業の目的

アーヴァイン株式会社が開設する訪問看護ステーション クリーンケアが行う訪問看護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、訪問看護ステーション クリーンケアの看護師その他の従業員が、要支援状態、又は要介護状態または自宅で療養する状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた対象者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(2) 運営理念

自分らしい人生を送るため、安心して在宅での療養生活を送ることができる地域作りに貢献します。

【基本方針】

1. 利用者さん自ら回復力を高め、自分が望む安心した生活ができるように支援します。
2. 利用者さんや家族との対話の場を積極的に作り、心が通いあう在宅療養を支援します。
3. 職員の技術向上のために、勉強会・研修会参加を励行します。

※留意事項

1. 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について、内容の変更の生じた場合は必ずお知らせください。
2. やむを得ず訪問の予定を変更される場合には、必ず前日までに連絡をお願いします。
3. 契約書、重要事項説明書は重要な書類ですので大切に保管してください。

8. 利用料及びその他の費用

(1) 利用者負担金

介護サービス及び介護予防サービスならび医療保険サービスの適用がある場合は、料金表のサービス費の1割又は2割又は3割が利用者負担になります。ただし、介護保険の適用がない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービスは、全額が利用者の負担になります。適用の場合でも、保険料の滞納などにより、保険給付が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、関係市町村の窓口に提出いたしますと差額の払い戻しを受けることができます。

(2) 料金 料金表参照

(3) 自費料金

ご利用者宅で、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気・電話等の料金、介護用品、衛生管理用品等の費用はご利用者の負担になります。

その他事業所で定めた自費サービスを特別に契約することも可能です。

9. 事故発生時の対応

(1) 訪問看護の提供により、事故が発生した場合は、利用者の家族・主治医・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・市町村等の連絡を行い必要な措置ならび賠償を行います。

(2) 事業所の責に帰する事由による事故が発生し、賠償責任が発生した場合は速やかに損害賠償を行ないます。

(3) 事故が発生した場合、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

10. 第三者評価

利用するサービスの第三者評価は実施しておりません。

11. 災害や感染症蔓延時について

自然災害等によりサービスの提供が困難な場合や、自然災害や感染症等によるやむを得ない事情により職員が勤務困難な場合は、行政の指示の下、サービスが中止や変更等になる場合があります。

12. ハラスメントに関する対応について

サービス実施に際してセクシャルハラスメントならび暴言等のすべてのハラスメントがあった場合は、速やかに事実確認と解決に向けての協議を実施します。協議の結果、解決に至らなかった場合や協議後に改善が見られない場合は、速やかにサービスの解除を実施します。

1 3. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

苦情対応窓口及び利用相談窓口 (月曜日から金曜日の午前 9 時～午後 6 時)	訪問看護ステーション クリーンケア 管理者 廣川聖司 TEL 092-710-8101
--	---

※公的機関においても、苦情申し出ができます。

福岡県国民健康保険団体連合会	092-642-7859
福岡市保健福祉局 高齢社会部 介護保険課	092-733-5452
東区福祉・介護保険課	092-645-1071
博多区福祉・介護保険課	092-419-1081
中央区福祉・介護保険課	092-718-1102
古賀市 介護支援課	092-942-1144
粕屋町役場 住民福祉部 介護保険課	092-938-0229
久山町役場 健康福祉課	092-976-1111
新宮町役場 健康福祉課	092-962-0239
志免町役場 福祉課	092-935-1001
福津市 健康福祉部 高齢者サービス課	0940-43-8191

1 4. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、看護師に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. キャンセルについて

利用者または家族等は、前日 18 時までに事業者へ通知することによりサービスの中止をすることができます。

事業者への中止の通知がなされなかった場合、または前日 18 時以降に通知した場合は、キャンセル料が規定のとおり発生し、通常の請求と合わせ実施します。

キャンセル料の支払いを拒否されたり、キャンセルを繰り返したりする場合、サービスを一時停止した上で協議を実施します。協議の上、解決がなされない場合は、サービスは自動終了となります。

1 6. 虐待防止のための措置

別紙契約書の通りとします。

17. 加算同意（1割の場合の加算を目安としています）

・当事業所は、医療保険・介護保険における下記の加算を算定いたします。

●24 時間対応体制加算（医療保険）

「24 時間対応体制加算」とは、利用者又はその家族等から電話等により相談や看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問も行える体制を整備している事業所が算定できる加算です。【1月につき 約 680 円】

●情報提供療養費（医療保険）

市町村や学校、医療機関等に対して訪問看護の状況を示す文書を添えて当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に算定する加算です。

【1月につき 約 150 円】

●緊急時訪問看護加算 加算Ⅰ（介護保険）

「緊急時訪問看護加算」とは、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことができる体制を整備している事業所が算定できる加算です。【1月につき 600 単位】

●複数名訪問（看護）加算（医療保険・介護保険）

下記のいずれかの条件を満たし、同時に複数の看護師等が訪問看護を行ったときに算定する加算です。

- ① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

【医療保険：450 円/週】

【介護保険：30 分未満 254 単位/回、30 分以上 402 単位/回】

●ターミナルケア療養費・加算（医療保険・介護保険）

主治医と連携し、在宅で終末期の看護の提供を行った場合に算定する加算です。加算については死亡日及び死亡日前 14 日以内に実施した 2 回以上のターミナルケアに関して行うもので、療養費・加算は 1 回のみの算定となります。

【医療保険：1 回のみ 2,500 円】

【介護保険：1 回のみ 2,500 単位】

令和 年 月 日

契約の締結にあたり、上記を説明します。

〈事業所〉

住所 福岡県福岡市東区香椎駅前1丁目17番43号ー801号

事業所の名称 訪問看護ステーション クリーンケア

説明者氏名 _____

私は以下の項目に関して、説明を受けその内容に同意いたします。
同意される項目にチェックを付けてください。

☐ 24時間対応体制加算（医療保険）

☐ 情報提供療養費（医療保険）

☐ 緊急時訪問看護加算（介護保険）

☐ 複数名訪問（看護）加算（医療保険・介護保険）

☐ ターミナルケア療養費・加算（医療保険・介護保険）

☐ （別紙）訪問看護自費サービスご利用 重要事項説明書

重要事項の説明ならび加算の説明を受け、了承しました。

利用者 氏名 _____ 印

（代理人 氏名） _____ 印

※利用者に代わり、説明を受け同意する場合、代理人は代理権がある者限る。

■訪問看護料金表

令和6年4月1日改定

○【訪問看護 介護保険】 地域区分:福岡市(10.7) 介護予防は[]内の単位となります。

基本部分	単位数	加算部分	単位数
訪問看護Ⅰ1 (20分未満)	314 単位/回 [303 単位]	特別管理加算Ⅰ	500 単位/月
訪問看護Ⅰ2 (30分未満)	471 単位/回 [451 単位]	特別管理加算Ⅱ	250 単位/月
訪問看護Ⅰ3 (30分以上 60分未満)	823 単位/回 [794 単位]	長時間訪問看護加算	300 単位/回
訪問看護Ⅰ4 (60分以上 90分未満)	1,128 単位/回 [1,090 単位]	複数名訪問加算Ⅰ(30分未満)	254 単位/回
訪問看護Ⅰ5 (理学療法士等 20分以上)※3	294 単位/回 [284 単位※4]	複数名訪問加算Ⅰ(30分以上)	402 単位/回
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護サービスと連携する場合	2,961 単位/月 ※5	緊急時訪問看護加算Ⅰ	600 単位/月
		ターミナルケア加算 ※1	2,500 単位/月
		退院時共同指導加算 ※2	600 単位/回
		初回加算Ⅰ(退院日訪問有)※2	350 単位/回
		初回加算Ⅱ(退院日訪問無)※2	300 単位/回
		夜間・早朝加算	+25%増/回
		深夜加算	+50%増/回

※1 要介護のみ ※2 初回のみ ※3 1日2回まで 週6回まで(1日2回を超える場合は[介護 90/100][予防 50/100])

※4 利用開始日から属する月から12月超 5単位/回減算 ※5 要介護5の利用者のみ+800単位/月 加算される。

○【訪問看護 医療保険】

後期高齢者(75歳以上)	1割/2割、現役並み所得者の方は3割		
健康保険	国民健康保険	高齢受給者(70～74歳)	2割 [現役並みの所得者の方は3割]
		一般(70歳未満)	3割(6歳未満は2割)

※上記の医療保険以外に障害、難病、その他公費を利用して訪問看護を利用できる場合もございます。

訪問看護基本療養費Ⅰ (個人宅等の訪問)	週3日まで	5,550 円/日
	週4日以降	6,550 円/日 【理学療法士等の場合】5,550 円/日
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者への訪問)	週3日まで	2人まで 5,550 円/日 3人以上 2,780 円/日
	週4日以降	2人まで 6,550 円/日 3人以上 3,280 円/日 【理学療法士等の場合】2人まで 5,550 円/日 3人以上 2,780 円/日
訪問看護管理療養費 (1日につき)	月の初日	7,670 円/日
	2日目以降	3,000 円/日
複数名訪問看護加算(週1回)	同一建物内 2人まで 4,500 円・同一建物内 3人以上 4,000 円	
難病等複数回訪問加算	1日2回の訪問	同一建物内 2人まで 4,500 円/日・同一建物内 3人以上 4,000 円/日
	1日3回以上の訪問	同一建物内 2人まで 8,000 円/日・同一建物内 3人以上 7,200 円/日
夜間・早朝加算(6時～8時・18時～22時)	2,100 円/回	
深夜加算(22時～6時)	4,200 円/回	
長時間訪問看護加算(週1回)	5,200 円/回 ※15歳未満の重症児は週3回まで	
特別管理加算(1月につき)	利用者の状態で 2,500 円/月 または 5,000 円/月	
緊急訪問看護加算(1日につき)	月14日目まで	2,650 円/日
	月15日目以降	2,000 円/日

○【訪問看護 医療保険】 続き

退院時共同指導加算(1 月につき)	8,000 円/月
特別管理指導加算	2,000 円/月
退院支援指導加算	6,000 円/回
ターミナルケア療養費1	25,000 円/回
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円/回(上限月 2 回)

・利用者のご希望により契約された場合は、下記の料金が加算されます。

24 時間対応体制加算(1 月につき)	6,800 円/月
情報提供療養費(1 月につき)	1,500 円/月

○保険適用外料金

キャンセル料	2,000 円/回
【平日】自費サービス利用料金	1,200 円/10 分毎(最低利用時間は[] 分とする)
【土日祝日】自費サービス料金	1,400 円/10 分毎(最低利用時間は[] 分とする)
【お盆・GW】自費サービス料金※1	1,600 円/10 分毎(最低利用時間は[] 分とする)
【年末年始】自費サービス料金※2	2,000 円/10 分毎(最低利用時間は[] 分とする)

※1 お盆は 8 月 13 日～8 月 16 日 GWは 5 月 3 日～5 月 5 日 ※2 年末年始は 12 月 30 日～1 月 3 日